

○ 行二令  
財務省告示第百九十九号  
政資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省告示第十一項の規定による。）  
平成二十一年五月十八日より施行する。  
平成二十一年六月三日

國庫短期証券（第二十四回）  
財務大臣与謝野馨

二 一  
の法發号名稱及び記  
條律行項及の根拠そ拠

四 三  
發行方法の適  
用振替等の法

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財  
国定特あ争入。へ格替適下へ平成十三年法  
債め別つ入札に以を機用一、及条、第に一金号法  
市る参て札発によ「争は受けるもとい」  
場も加、「と行る価に日けるもとい」  
特の者財同「発行格付本銀もとい」  
別にご務時と行競し銀行のう。平並六年  
参考よと大にい（以争て行のとし。）  
加るに臣行う。下入行とし。  
者発応がわ。・行募各れ及一札わする。  
第へ限國るび価一れ。I以度債入価格とる。  
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ 振 額 最 低 替 額 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六 ロ イ 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	五 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 万 円  規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	円 四 万 五 千 二 兆 二 千 三 百 円 千 四 二 億 百 三 五 十 三 万 壄 六 五 千 千 二 百 十 四	円 額 億 額 面 六 面 金 千 金 額 万 額 で 円 で 四 五 兆 千 千 三 百 二 六 億 三 千 二 百 三 千 八 十 二	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の 。 各 の 割 高 申 応 り い

十  
六  
五  
四  
三  
十  
二  
口

十  
イ  
一

發

払 者 入 場 元 債  
込 札 所 金 還  
期 參 支 金  
日 加 払 額

償 行 争 非 者 特 国  
還 入 価 ・ 別 債  
期 札 格 第 參 市  
限 発 競 I 加 場

入 価 発  
札 格 行 行  
發 競 価  
行 争 格 日

平 財 日 額 償 当 た 平  
成 務 本 面 還 た だ 成  
二 大 銀 金 金 る し 二  
十 臣 行 額 を と 、 十  
一 か 百 支 き 償 一  
年 ら 円 払 は 還 年  
五 通 に う 、 期 八  
月 知 つ 。 そ が 月  
十 を き の 銀 十  
八 受 百 翌 行 七  
日 け 円 営 休 日  
た 者 業 業  
日 日  
に に

十 額 募 十 額 平 す 額 の  
四 面 価 四 面 成 る の 記  
錢 金 格 錢 金 二 。 整 載  
五 額 五 額 十 数 又  
厘 百 厘 百 一 倍 は  
四 円 以 円 一 年 の 記  
毛 に 上 に 五 金 錄  
つ の つ 月 額 は  
き そ き 十 八 に 、  
九 れ 九 よ 最 日  
十 ぞ 九 低 も 額  
九 れ 九 も 額  
九 円 の 面  
九 応 九 と 金